

工事監理者 様へ

○許可通知書及び許可申請書の記載どおり、工事が施工されるように監理監督いただきますようお願いいたします。

○なお、設計変更等生じた場合は、速やかに、建築指導課までご連絡ください。

○当該許可に際しては、敷地後退（建物後退）部分の舗装を義務付けております。  
建築主に引き渡す前に、必ず舗装（コンクリート又はアスファルト）がなされていることをご確認ください。

○建物が完成した際は、写真にて、敷地後退（建物後退）部分の状況をご報告ください。  
施工状況の報告は、建築指導課まで、お持ちいただくか、郵送か、いずれかの方法にてお願いいたします。

報告先（郵送先）

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課 道路審査担当 宛

電話 052-972-2928

（名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課）

(参考書式)

令和 年 月 日

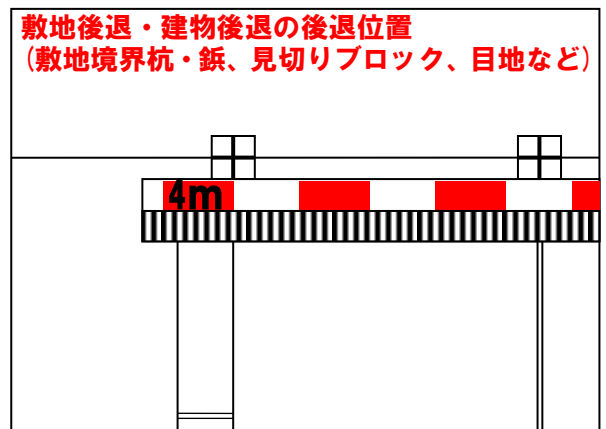
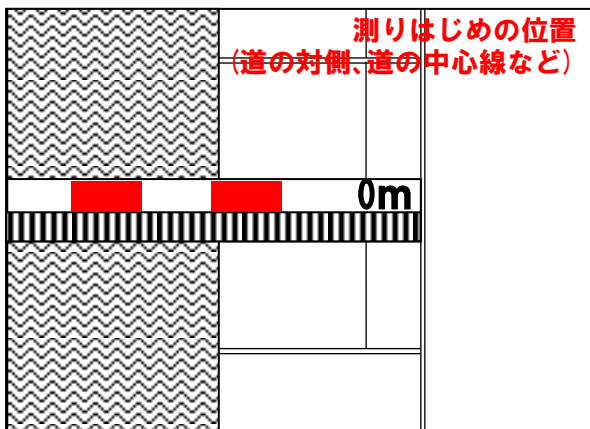
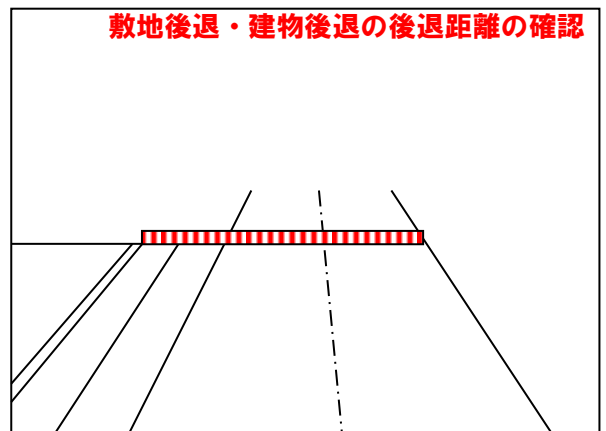
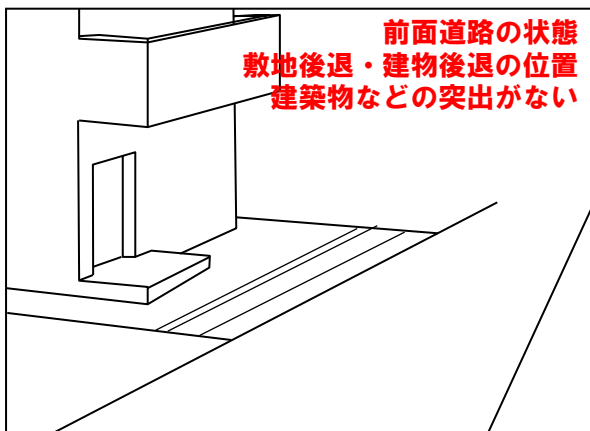
名古屋市住宅都市局建築指導課長

(工事監理者) ○○ ○○

法第43条第2項第2号許可における敷地後退部分の施工状況報告について

接道許可を受けた次の建築物に係る「敷地後退、建物後退」部分の工事を完了したので、  
写真を添えて報告します。

許可番号 ○指令住建指第○○○号  
建物場所 ○○区○○町○丁目○○○番



※敷地後退・建物後退部分の境界線明示及び舗装状況を撮影した写真を添付してください。